

議案第 2 2 号

三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(案)

三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
三次市病児・病後児保育室	三次市東酒屋町 1 0 5 3 1 番地地内

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。